

2019年 10月 9日

No. 503



山田 良平  
3分間  
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



申告書等閲覧サービス、スマホ撮影OKに

申告書等閲覧サービスが画期的に便利になりました。

申告書等閲覧サービスとは、税務署窓口で過去に提出した申告書等を閲覧できるサービスのことです。過去にどのような申告をしたのか確認したいが「控え」を失くしてしまった、という時に、同サービスを利用して過去の申告書が閲覧できます。特に税理士にとっては、新しい顧問先の過去の申告内容や届出状況の確認は重要となるのでよく利用されるサービスです。

従来は「閲覧のみ」でコピーは不可だったため、必要事項をその場で「書き写す」必要がありましたが、今回、改正によりスマートフォン等による撮影が可能になりました。閲覧申請者及び税務署の職員の閲覧に係る事務負担を削減するため、というのが改正の理由です。

ただし、名前、住所、收受印の撮影は不可です。もし欲しい情報の箇所に收受印がかぶっていた場合には、その箇所だけメモするなどの工夫が必要となります。また、動画も音声等が入る可能性もあるので不可です。撮影機器は、デジタルカメラやスマートフォン、タブレット等、撮影した画像がその場で確認できるものに限られており、撮影の都度、不要な情報が映り込んでいないか税務署の職員がチェックします。

申告書等閲覧サービスは、税務署で本人確認書類や委任状を提示し、所定の申請書を提出することで利用可能です。新しい取り扱いは9月1日からスタートしています。